

別表第1（第3条関係）

保育料減免基準

要件	減免後の額	減免期間
<p>1 支払義務者の失業、疾病等により、3月以上継続して収入が減少したこと又は支払義務者の属する世帯において、疾病若しくは負傷の状態となった者に係る必要な経費を3月以上継続して支出したことにより、保育料の負担が困難となった場合であって、当該支払義務者の属する世帯の認定収入額（支払義務者の属する世帯において、疾病又は負傷の状態となった者に係る必要な経費を3月以上継続して支出した場合にあつては、認定収入額から医療費等相当額を控除した額）が、当該年度の保育料の算定基礎となった収入に10分の7を乗じて得た額以下である場合</p>	<p>当該支払義務者の属する世帯の認定収入額（支払義務者の属する世帯において、疾病又は負傷の状態となった者に係る必要な経費を3月以上継続して支出した場合にあつては、認定収入額から医療費等相当額を控除した額）により算出した額</p>	<p>年度内において、第4条の規定による申請のあつた日の属する月から減免事由が消滅した日の属する月まで</p>
<p>2 支払義務者の属する世帯が居住する家屋又は家財が、震災、風水害、火災その他これに類する災害により損害を受け、その損害額（保険金、損害賠償金等により補填された金額を除く。）が当該年度の保育料の算定基礎となった所得の10分の3以上である場合（当該損害が故意又は重過失による場合を除く。）</p>	<p>当該支払義務者の属する世帯の前年の合計所得金額から損害額を控除した額により算出した額。ただし、損害額が当該年度の保育料の算定基礎となった所得の10分の7以上である場合は、全額を免除する。</p>	<p>第4条の規定による申請のあつた日の属する月から当該年度の3月まで</p>
<p>3 支払義務者が、当該減免に係る入所児童のほか、特別支援学校幼稚部、</p>	<p>当該児童に対する保育料月額に2分の1を乗じて</p>	<p>年度内において、減免事由が生じた</p>

知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童デイサービスを利用している就学前児童の扶養義務者として、利用者負担額を納付している場合	得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）	日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から減免事由が消滅した日の属する月まで
4 その他特別の事情がある場合	第1項の規定の例による。	第1項の規定の例による。

備考

- 1 2以上の要件に該当するときは、減免の額の最も多い規定のみを適用する。
- 2 この表において「認定収入額」とは、減免申請月の前3月の平均収入額等により算定した当該年の収入見込額として市長が認めた額をいう。
- 3 認定収入額の算定に当たっては、収入額に雇用保険受給額、休業補償、傷病手当金、生命保険受給額その他の給付があるときは、これを含むものとする。
- 4 認定収入額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。